第3章 中国の遺伝子組換え林木の現状

山下憲博

1. 中国林業の現状

中国では1980年代の初め頃から、三北(華北、東北、西北)防護林、長江上中流域防護林、沿海防護林、平原部緑化等の林業生態プロジェクトを実施し、また全国民によるボランティア植樹運動を推進して、大規模な造林と森林回復の活動を展開してきた。現在も、天然林資源保護、退耕還林(耕地を林地に戻す事業)、三北・長江流域防護林、北京・天津黄砂源管理、野生動植物保護・自然保護区建設、速成多産林建設等の6大林業重点プロジェクトを実施しているところである。当面している課題としては、林権制度の改革、国民参加の生態建設、林業発展への積極性の発揮等への取組がある。第10次5カ年計画(2001年~2005年)終了後の2005年の林業分野における成果は、5年間で全国において完成した造林面積が4.8億ムー(3,200万ha)、全国民ボランティア植樹は120億株で、これらにより全国の森林被覆率は2001年の16.55%から2005年は18.21%にまで増加した(「第11次5カ年規画期間に我が国の被覆率は20%に達する」新華ネット2008年9月1日)。

中国国家林業局が毎年発行している『中国林業発展報告』の2007年版の概要が2007年10月に公表されているが、これに拠ると、2006年の中国林業の状況は次の通りである。

2006年の造林緑化事業の継続的推進については、全国の造林完成面積は271.79万ha, うち人工造林(人力による造林)が244.61万ha, 飛行播種造林(航空機による播種)が27.18万ha。封鎖育林面積(立ち入り制限を実施して行う育林)が147.17万haであった。2006年の退耕還林事業については、退耕還林による造林完成面積は104.85万ha, 補助金支払い対象面積は878.03万haで補助金等投入合計金額は258.10億元で、補助金の対象農家数は2,800万戸であった。2006年のその他実施した事業については、北京天津地区黄砂防止計画、三北及び長江流域等重点防護林体系建設計画、野生動物保護及び自然保護区建設計画、湿地保護計画、重点地区速成用材林基地建設計画を実施した。2006年の科学技術研究開発・普及の活動については、先進技術導入計画項目が128項目、導入新技術が6項目で、研究開発成果は200項目、新開発技術が72項目、新工芸開発が12項目、新製品・材料開発が13項目であった。また、技術普及のためのトレーニングコースの実施は延べ500回、同トレーニングコース参加者は延べ5.5万人、普及林木優良品種は20品種、普及林業新技術は67項目、県級以上のモデル建設は115箇所で行った。2006年の法令整備については、『森林法』の改正(自然保護区活動の追加)、『森林防火条例』の改正、『林木遺伝子組換え工程活動審査管理弁法』と『林木種苗品質管

理弁法』の施行を行った(「2007中国林業発展報告(摘要)」中国緑色時報2007年10月22日)。

「第11次5カ年規画(2006~2010年)」はこれまでの5カ年計画と中身はおおむね同じであるが、すでに中国では計画経済から市場経済に転換していることから、その名称の「計画」を「規画」に改めたものである。この「第11次5カ年規画」において、林業分野の関わる重要指標として森林被覆率に言及しており、2005年に18.2%であった全国の森林被覆率を2010年に20%とすることを目標に掲げている。これは、「同規画」の中で「約束指標」という位置づけになっており、これは政府としてなんとしてでも達成しなければならない重要な目標であることを意味している。「同規画」の中では林木研究開発にかかる詳細な事項は触れられていないのであるが、中国林業科学院・江沢慧院長が「同規画」期間中の林木生物研究開発の重点について言及しているところ、その概要は次の通りである(江沢慧「中国の林業生物産業」科技日報2006年4月18日)。

「第11次5カ年規画(2006~2010年)」期間中の林木生物研究開発の重点

①品種刷新と資源育成

分子育種,遺伝子組換え等の技術により,優良,多産,多抵抗性の新品種 を育成して,生態林,燃料林,促成林,経済林,都市庭園林等の造林に広く応 用する。

- ②生物エネルギー
- 林業生物を利用した燃料用エタノールの生産・利用体系を構築する。 ③生態生物防除
- 新型林業生物製剤技術等により造林困難地での活着率の向上等を図る。
- ④生物新素材新木質素材の開発等を通じて木材資源総合利用率の向上を目指す。
- ⑤林業生物製剤

植物活性物質の抽出や植物由来新薬の開発等を通じて林業生産の無公害化を 促進する。

この中国林業科学院・江沢慧院長の表現からも明らかなように,新品種の開発と新資源の育成においては,分子設計育種,遺伝子組換え等の技術を中心として取組の重点が置かれている。このことから,中国の林木研究において遺伝子組換え技術に大きな期待が寄せられていることが分かる。

2. 林木研究開発の方向

最近の中国の林木研究開発の方向について、中国農業科学院植物技術研究所・黄大昉所長は、次のように概括している(黄大昉「遺伝子組換え作物と植物保護」農博ネット2008年1月30日)。

中国の遺伝子組換え作物の研究は1980年代に始まっており、中国は世界でもっとも早くから農業生物技術応用を開始した国の1つである。この二十数年の間の努力の結果、遺伝子組換え技術と作物育種においては発展途上国の中では先導的な地位にあり、すでにいくつかの項目においては国際的先進レベルに達している。1997年以降今日まで、192の機関により1,525項目の安全評価申請が行われて、424項目について安全保証書が発出されている。これらの対象作物は水稲、綿花、トウモロコシ、菜種、馬鈴薯、大豆、小麦等30種類以上に及んでいる。

遺伝子組換え害虫抵抗性ポプラの商品化生産については比較的早い時期から研究が始まっており、2002年には食業害虫抵抗性を持つ2種類のポプラ(欧州黒ポプラ、741 号ポプラ)が国家林業局から商業化植栽の許可を得ている。特に欧州黒ポプラは商業化第1号の遺伝子組換え樹種で、現在、植栽面積は400へクタールに達している。この他に5種類の害虫抵抗性を持つ遺伝子組換えポプラがすでに試験段階に入っている。また、遺伝子組換えウイルス抵抗性パパイアの生産許可については、熱帯果実であるパパイアはパパイア輪点ウイルス(PRSV)に冒され易いという弱点があったが、遺伝子組換えにより有効な機能が確保された。この技術はすでに生産性試験と生物安全性評価を終えて、2006年に農業部から安全証書を獲得し、商業栽培と販売が許可されている。この遺伝子組換えウイルス抵抗性パパイアは中国で初めて許可された果物であり、かつ多年に渉る厳格な管理の下で開発された第一番目の商業生産への普及に供されることが可能となった遺伝子組換え植物でもある。

今後の遺伝子組換え作物の研究と産業化については、中国の遺伝子組換え作物研究の全体的レベルはまだ先進国とは一定の差があるが、伝統的育種の上に独自の特色と優位性を形成しつつある。今後の重点は、水稲やトウモロコシ等の食糧作物の遺伝子組み換え作物産業化の推進である。最近、「遺伝子組換え生物新品種の育成」が『第11次5カ年規画及び中長期(2006~2020)科学技術発展規画』の中に取り入れられ、月面探査、有人宇宙飛行等とともに16重大項目の1つとして国の重点技術開発の中に位置づけられた(黄大昉「遺伝子組換え作物と植物保護」農博ネット2008年1月30日)。

これまでに入手できた資料による遺伝子組換え林木の品目別の現状をまとめると以下の通りになる。なお、以下4品目以外の遺伝子組換え林木については現在のところ全く不明である。

遺伝子組換え林木の品目別の現状

(1) ポプラ

害虫抵抗性を持つ2種類のポプラ(欧州黒ポプラ,741号ポプラ)が国家林業局の許可を得て商業化生産されている。現在,この他に害虫抵抗性ポプラ5種類を申請中である。(「遺伝子組換え作物と植物保護」農博ネット2008年1月30日)

(2) パパイア

パパイアは「木というよりもむしろ巨大な草本性植物」(『図説熱帯の果実』農林水産省国際農林水産研究センター2001年1月)であるため、中国においても国家林業局ではなく農業部が所管しており、2006年に農業部がウイルス抵抗性を持つGMO品種の商業栽培について許可を出している。ただし、実際に商業栽培が開始されているかは不明である。(「遺伝子組換え作物と植物保護」農博ネット2008年1月30日)

(3) 枸杞(クコ)

ナス科の落葉低木。果実は熟すと赤色の卵形。根,葉,果実は漢方薬に用いられる。 2006年1月にアブラムシ抵抗性を持つ遺伝子組換え枸杞が寧夏農林科学院で開発され たという報道があるが、その他詳細は不明である。(「寧夏で遺伝子組換え枸杞新品 種の開発に成功」中国食品産業ネット2006年1月18日)

(4) 胡桃 (クルミ)

2007年12月に中国林業家学院と中国農業科学院生物技術研究所が陝西省商洛市胡桃研究所とともに陝西省商洛市において胡桃遺伝子組換え育種研究試行実施地を選定して,今後研究を開始するとの報道があるが,この詳細及びその後の動向は不明である。 (「全国の胡桃専門家が陝西省で現地調査を実施」陝西省林業庁2007年12月25日)

3. 林木遺伝子組換え活動の管理

中国国家林業局は2006年7月に遺伝子組換え林木にかかる研究開発及び商業生産から販売に至るまでのすべての過程における活動に対して管理することを目的とした法律を制定した。この法律は『林木遺伝子組換工程活動審査管理弁法』で、2006年7月1日に施行されたもので、この法律の概要は以下の通りである(別添参照:同弁法の全文仮訳を別添として添付)。

同弁法は27条からなり、林木の遺伝子組換え工程活動の審査行為を規範化するための国家林業局令(第1条)である。同弁法でいう「林木の遺伝子組換え工程活動」というのは、遺伝子組換え林木の研究、試験、生産、経営及び輸出入の活動を含む、と定義されており、また、「遺伝子組換え林木」については、遺伝子構成改変して林業生産あるいは林産物加工に用いられる森林植物、同産物、同加工品及びこれらの成分を含有する関連産物、を指す、とされている(第3条)。林木遺伝子組換え工程活動の安全レベルは、I 級:危険なし、II 級:低度の危険、II 級:高度の危険、の3段階に分けられ、安全レベルの区分標準と評価基準は国家林業局が別に定める、こととされている(第4条)。安全レベルが $I \cdot II$ 級の遺伝子組換え林木の研究をする場合は、その研

究が開始される以前に国家林業局に報告しなければならない、とされており、また、 安全レベルがⅢ級の遺伝子組換え林木の研究をする場合は、その研究が開始される以 前に国家林業局にその研究の実施について申請しなければならない,ことが明記され ている(第6条)。遺伝子組換え林木の試験については,①中間試験(制御環境下の小 規模試験)、②環境開放試験(自然条件下で安全措置を伴う中規模試験)、③生産性 試験(生産及び応用のための大規模試験),の3段階に分かれるが,②と③の試験は同 時に実施しても構わない、こととされている(第7条)。遺伝子組換え林木の研究の終 了後、中間試験を実施する必要が生じた場合は国家林業局に中間試験の実施について 申請しなければならない、とされている(第8条)。さらに、遺伝子組換え林木の中間 試験の終了後,環境開放試験を実施する必要が生じた場合,あるいは環境開放試験と 生産性試験を同時に実施する必要が生じた場合、並びに環境開放試験の終了後に生産 性試験を実施する必要が生じた場合には、国家林業局に生産性試験の実施について申 請しなければならない,とされている(第9条)。生産性試験の終了後に遺伝子組換え 林木安全証書を申請する必要が生じた場合は国家林業局に申請しなければならない、 とされているが、国家林業局は遺伝子組換え林木安全証書の申請に対して安全性評価 に合格した場合は遺伝子組換え林木安全証書を発行しなければならない,とも定めら れている(第11条)。遺伝子組換え林木の生産,経営を行う機関及び個人は,遺伝子 組換え林木安全証書を取得していなければならない,とされており,また,遺伝子組 換え林木の種子を販売する場合には明確な文字表示を行い,使用時の安全制御措置を 明示しなければならない,とされている(第13条)。国外から遺伝子組換え林木を導 入して研究、試験、生産あるいは経営に用いる場合は、国家林業局に申請しなければ ならない、とされている(第14条)。罰則規定としては、同弁法に違反して林木遺伝 子組換え工程活動を展開した場合,国家林業局は警告を与えることができ,3万元以下 の罰金に処することができる、こととされている(第24条)。

同弁法は、2002年3月20日から新たに施行された『農業遺伝子組換え生物安全評価管理弁法』をほぼ踏襲しつつ、それを一部簡略化した内容の法律になっている。中国の場合、林木に関しては国家林業局が所管しており、農産物については農業部の所管であるため、遺伝子組換え林木を規制する法律が遺伝子組換え農産物を規制する法律とが別のものとして異なった時期に定められている。

4. 遺伝子組換え林木の課題

林木は農産物よりも生育期間が長く、また林木は森林を形成して環境保護機能そのものを構成する要素となるものだけあって、利用者に与える直接的損害ということよりも、生育が図られる生態環境における潜在的な危険性に対する課題がより大きいものと認識されていると言える。

遺伝子組換え林木の潜在的危険性については、康向陽ほか「遺伝子組換え林木の生態環境における潜在的危険性」(『応用生態学報』第15巻第7期2004年7月)によると、GMO林木の大量増殖は林木遺伝子の多様性を喪失させる恐れがあるとしており、その理由として次の3点を挙げている。

- ①林木は生育期間が長く、短くて5~6年、長いものは100年を越える生育期間を有するため、多くの予測不可能な環境条件の変化の影響を受け易い。
- ②遺伝子型の同一性は一定の病虫害には強いが、別の特定の病虫害を受け易くなり、却ってリスクが増加する。
- ③栄養繁殖により遺伝子の喪失を防ぐという持続的な利用が可能となるが、このことは林木遺伝子の多様性の低下をもたらす。

また、GMO林木の開放は環境多様性に影響する恐れがあるとして、その理由には次の2点を指摘している。

- ①遺伝子組換え植物はその組換えた遺伝子の性状により経済的有益性を持つが、花 粉の伝播を通して他の植物種の遺伝子のシステムを破壊して後代の遺伝に影響をもた らす可能性がある。
- ②害虫抵抗性の遺伝子組換え林木が自然界に開放された場合,直接的あるいは間接的に生態系の食物連鎖の一環を断絶させる可能性があり、これが連鎖反応を引き起こし自然生態均衡を破壊する恐れがある。特に林木は生態系統の主体であり、かつ農作物よりも生体として巨大で寿命も長く、風媒が多くて花粉の活動時間も長くなっており、他植物種の開花期に遭遇する可能性が高いこともあり、生態系への影響は大きいと考えられる。

なお、これは2008年11月上旬に中国の大学関係者から聞いた話であるが、中国の農業経済研究者として著名で外国にも名前がよく知られている某博士が米国の遺伝子組換え作物の種子を扱う某種子会社から委託されて調査をした結果、中国で普及している遺伝子組換え綿花に利用されている遺伝子組換え関係技術の80~90%は米国の企業が開発した技術であるということを確認した、との報告書をまとめたとのことである。一部の中国の研究者は、この某博士の行為を激しく批判しているとのことであるが、この某博士の調査結果の数字が正確かどうかは別にしても、米国の種子会社が中国の遺伝子組換え綿花に対して、知的所有権の権利主張を行う可能性があることについて、中国の遺伝子組換え綿花の関係者は非常にナーバスになりつつあるということである。このことは、中国において遺伝子組換え生物にかかる知的所有権がきちんと確立されていないことを表していると言える。この種の知的所有権にかかる問題が、中国で開発された遺伝子組換え林木のポプラやパパイアにあるのかどうかは筆者には詳らかにすることができないが、綿花において生じたことが、今後、遺伝子組換え林木の開発

と普及が進む中で、まったく生じる心配がないとは言い切れないと思われる。

したがって、中国の現状では、遺伝子組換え林木の研究開発とその商業的利用に関 しては、長期的な課題としては生態環境における潜在的な危険性に対する調査研究が、 また短期的な課題としては知的所有権の確立が重要であると指摘できるだろう。

[引用文献]

- 新華ネット「第11次5カ年規画期間に我が国の被覆率は20%に達する」2008年9月1日 (http://news.xinhuanet.com/video/2008-08/22/content_9608667.htm)
- 中国緑色時報「2007中国林業発展報告(摘要)」2007年10月22日(http://cnjp-forestry.cn/files/material/2007zhaiyaoC.pdf)
- 江沢慧「中国の林業生物産業」科技日報2006年4月18日
- 黄大昉「遺伝子組換え作物と植物保護」農博ネット2008年1月30日(http://www.chinabdh.com/xxlist.aspx?id=710703&tbl=2008)
- 中国食品産業ネット「寧夏で遺伝子組換え枸杞新品種の開発に成功」2006年1月18日 (http://www.foodqs.com/news/gnspzs01/2006118104817.htm)
- 陝西省林業庁「全国の胡桃専門家が陝西省で現地調査を実施」(http://www.lykjzc.cn/page/ SecondBrw.cbs?ResName=mrxw&RC=405&order=336&ResultFile=c%3A%5Ctemp%5Ctbs% 5CA133928%2Etmp&SortFld=&sortorder=)2007年12月25日
- 農林水産省国際農林水産業研究センター(2001) 『図説 熱帯の果樹』国際農業研究叢書第11 号2001年1月
- 康向陽ほか(2004)「遺伝子組換え林木の生態環境における潜在的危険性」『応用生態学報』 第15巻第7期2004年7月

「別添〕

【仮訳】

林木遺伝子組換え工程活動審査管理弁法

(2006年4月11日国家林業局令第20号)

第1条 林木の遺伝子組換え工程活動の審査行為を規範化するため、『中華人民共和国行政許可法』、『国務院の行政許可に必要な行政審査項目についての決定』(国務院令第412号)及び国家の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 林木の遺伝子組換え工程活動の実施にかかる行政許可は,本弁法を遵守して 行わなければならない。

第3条 本弁法で言う林木遺伝子組換え工程活動とは、遺伝子組換え林木の研究、試験、生産、経営及び輸出入の活動を含むものである。

本弁法で言う遺伝子組換え林木とは、遺伝子組換え技術を利用して遺伝子構成を改変して、林業生産あるいは林産物加工に用いられる森林植物を指し、主に以下のものを含む。

- (1) 遺伝子組換え森林植物
- (2)遺伝子組換え森林植物産物
- (3) 遺伝子組換え森林植物の直接加工品
- (4) 遺伝子組換え森林植物及びその産物の成分を含有するその他の関連産物

第4条 林木遺伝子組換え工程活動の安全レベルは、それが人類、動植物、微生物及び生態環境に対して及ぼす危険度に応じて、以下の3段階に分けられる。

- I級 危険が存在しない
- Ⅱ級 低度の危険を有する
- Ⅲ級 高度の危険を有する

林木遺伝子組換え工程活動の安全レベルの具体的な区分標準と評価基準は、国家林業局が別に定める。

第5条 遺伝子組換え林木の研究と試験に従事する機関は以下の条件を備えていなければならない。

- (1)遺伝子組換え林木の研究と試験に従事する専門技術人員
- (2) 研究及び試験のどちらにも適応できる機器設備及び施設条件の具備

遺伝子組換え林木の研究及び試験に従事する機関は遺伝子組換え林木安全管理組織を設立して、同機関の遺伝子組換え林木の研究と試験の安全工作について責任を負わ

なければならない。

第6条 安全レベルが I 級及び II 級の遺伝子組換え林木の研究に従事する場合, 研究機関はその研究が開始される以前に国家林業局に報告をしなければならない。

安全レベルがⅢ級の遺伝子組換え林木の研究に従事する場合,研究機関はその研究 が開始される以前に国家林業局に申請して,以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 林木遺伝子組換え工程活動の安全レベル及び安全レベルを確定した根拠
- (3) 安全レベルに対応した安全設備,安全管理及び防止措置等の状況説明資料
- (4) 所在地の省級林業主管部門あるいは大学・専門学校,中央政府直属研究機関の 審査意見

第7条 遺伝子組換え林木の試験は、一般的に中間試験、環境開放及び生産性試験の3つの段階に分かれる。中間試験は、制御環境下において実施される小規模な試験を指す。環境開放は、自然条件下で相応した安全措置をとって実施される中規模の試験を指す。生産性試験は、生産及び応用の前に実施される比較的大規模な試験を指す。

遺伝子組換え林木の環境開放と生産性試験は同時に実施しても構わない。

第8条 遺伝子組換え林木の研究の終了後,中間試験を実施する必要が生じた場合,試験機関は国家林業局に申請して,以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 研究総括報告
- (3) 林木遺伝子組換え工程活動の安全レベルと安全レベルを確定した根拠
- (4) 相応する安全研究の内容,安全管理及び防止措置等の状況説明資料
- (5) 所在地の省級林業主管部門あるいは大学・専門学校,中央政府直属研究機関の 審査意見

第9条 遺伝子組換え林木の中間試験の終了後,環境開放を実施する必要が生じた場合,あるいは環境開放と生産性試験を同時に実施する必要が生じた場合,並びに環境開放の終了後に生産性試験を実施する必要が生じた場合,試験機関は国家林業局に申請して,以下の資料を提出しなければならない。

- (1)申請書
- (2) 林木遺伝子組換え工程活動の安全レベルと安全レベルを確定した根拠
- (3) 相応する安全研究の内容,安全管理及び防止措置等の状況説明資料
- (4) 先の試験段階にかかる総括報告
- (5) 国家林業局指定の検査機関による検査報告

(6) 所在地の省級林業主管部門あるいは大学・専門学校,中央政府直属研究機関の 審査意見

第10条 安全レベルがⅢ級の遺伝子組換え林木の研究,または遺伝子組換え林木の試験を申請する場合,以下の条件に符合していなければ,承認を受けることができない。

- (1) 根拠を有する安全性評価を具える
- (2) 安全レベルが求める安全措置を具える
- (3) 本弁法第5条に規定する条件に符合する
- (4) 国家の関連法律, 法規の規定に符合する

第11条 生産性試験の終了後,遺伝子組換え林木安全証書を申請する必要が生じた場合,試験機関は国家林業局に申請して,以下の資料を提出しなければならない。

- (1)申請書
- (2) 林木遺伝子組換え工程活動の安全レベルと安全レベルを確定した根拠
- (3) 生産性試験段階にかかる総括報告
- (4) 所在地の省級林業主管部門あるいは大学・専門学校,中央政府直属研究機関の 審査意見
- (5) その他の関係資料

国家林業局は遺伝子組換え林木安全証書の申請に対して安全性評価を行う組織を設置して、安全性評価に合格した場合、遺伝子組換え林木安全証書を発行しなければならない。

第12条 遺伝子組換え安全証書には、遺伝子組換え林木の名称、証書番号、規模、 範囲、有効期間及び関係責任者、安全制御措置等の内容を明記しなければならない。

第13条 生産,経営に用いられる遺伝子組換え林木は,遺伝子組換え林木安全証書を取得していなければならない。

遺伝子組換え林木の生産,経営を行う機関及び個人は,遺伝子組換え林木安全証書に明記された内容に準拠して生産,経営の活動を行わなければならない。

遺伝子組換え林木の種子を販売する場合には、明確な文字表示を行い、また使用時の安全制御措置を明示しなければならない。

第14条 国外から遺伝子組換え林木を導入して研究,試験,生産あるいは経営に用いようとする場合,国家林業局に申請して,以下の資料を提出しなければならない。

(1)申請書

- (2) 輸入遺伝子組換え林木安全管理登記表
- (3) 導入しようとする遺伝子組換え林木にかかる,国外においてすでに実施された相応の研究,試験あるいは経営についての証明文件
- (4) 導入過程において実施された安全管理及び防止措置

遺伝子組換え林木を導入して生産、経営に用いようとする場合、輸出国あるいは地域において科学的試験を経て、人類、動植物、微生物及び生態環境に対して有害ではないと証する資料を提出しなければならない。

第15条 国外から遺伝子組換え林木を導入して研究,試験,生産あるいは経営に用いようとする場合,本弁法の規定に基づき執行されなければならない。

第16条 林産物を国外に輸出する時に、相手国側が遺伝子組換え林木に属するかどうかの証明の提供を要求する場合、国家林業局は関連する証明資料を提供することができる。

第17条 国家林業局は林木遺伝子組換え工程活動の展開にかかる申請を受けた後、申請資料が完備されており、法定形式に合致している場合には、これを受理して『国家林業局行政許可申請受理通知書』を発出しなければならない。受理しない場合には、この旨を申請人に伝えるとともに理由を説明して、『国家林業局行政許可申請不受理通知書』を発出しなければならない。申請資料が完備されていない、あるいは法定形式に合致していない場合には、5日以内に申請人に対して補正の必要なすべての内容について告知して、『国家林業局行政許可申請補正資料通知書』を発出しなければならない。

第18条 国家林業局は行政許可の決定を下すときには、専門家を組織して評議審査 あるいは指定する検査機関による検査を行う必要があり、受理した日から10日以内に 『国家林業局行政許可申請に必要な公聴会、入札、販売、検査、検疫、鑑定及び専門 家評議審査にかかる通知書』を発出し、専門家の評議審査及び検査に要する時間について申請人に告知しなければならない。

専門家の評議審査及び検査に要する時間が計算できない場合は、行政許可決定の期限内に行うものとする。

第19条 国家林業局は受理した日から20日以内に行政許可を承認するか否かの決定を下し、『国家林業局行政許可承認決定書』あるいは『国家林業局行政許可不承認決定書』を発出して、申請人に告知しなければならない。

第20条 法定期間内に行政許可にかかる決定ができない場合には、国家林業局の主管責任者の承認を経て、国家林業局は法定期間満期の出勤日5日以内に『国家林業局行政許可延期通知書』の手続きを行い、申請人に告知するものとする。

第21条 林木遺伝子組換え工程活動の展開にかかる行政許可決定証は、関係規定に基づき公示、公告が行わなければならない。

第22条 国家林業局は、林木遺伝子組換え工程活動の展開にかかる許可を受けた者の状況に対して、法に基づき管理監督検査を実施しなければならない。

第23条 許可を受けた者が欺瞞, 賄賂等の不正手段によって承認を取得していた場合, 国家林業局はその林木遺伝子組換え工程活動の行政許可を取り消し, このことを公示, 公告しなければならない。

行政許可決定の取り消しに当たっては、国家林業局は許可を受けた者に対して書面をもって通知し、法に基づき行政不服審査の申請あるいは行政訴訟を行う権利を有することを告知しなければならない。

第24条 本弁法の規定に違反して、林木遺伝子組換え工程活動を展開した場合、国家林業局は警告を与えることができ、違法な所得があった場合には、違法な所得に相当する額以上3倍以下で、かつ3万元を超えない罰金に処することができる。違法な所得がなく、非経営活動に属する場合には、一千元以下の罰金に処することができ、経済活動に属する場合には、一万元以下の罰金に処することができる。

第25条 国家林業局の関係人員が林木遺伝子組換え工程活動の展開にかかる行政許可について審査を実施している間に職権乱用,不正行為を起こした場合は,法に基づき行政処分を行う。悪質な場合,犯罪を構成する場合には,法に基づき刑事責任を追及する。

第26条 林木遺伝子組換え工程活動の展開にかかる関係申請資料はすべて一式10部 とし、国家林業局が規定する様式にしたがって作成されるものとする。

第27条 本弁法は2006年7月1日から施行される。